

の皆様にお願ひするものであります。多大な御不便をおかけします。何とか御理解いただき、御協力いただければと思ひます。

その上で、ステージ3以下を目指していくというところでありますので、今日も分科会でも議論がございました。特に、医療を安定的に提供できる体制を関西の場合は取り戻していく、そして、東京の場合は、そうならないようにしっかりと確保していく、維持していく、このことを最大限、目標として取り組んでいきたいというふうに考えております。

その上で、事業者の皆さんにはまた多くの御不便をおかけしておりますけれども、協力金につきましては、昨日時点におきまして、三十五万円の申請、これは一月に実施された時短要請の協力金であります。約七割の二十五万件、約四千億円が支給をされたところであります。

そして、協力金が支給されるまでの間、運転資金に困らないよう、いわばつなぎ資金として使えるように、融資を受けられるように、民間金融機関にも積極的な融資を要請しているところであります。

また、御提案のありました地方創生臨時交付金については、御提言を受け止めて対応してまいりたいと考えておりますし、蔓延防止等重点措置の影響を受ける月当たり上限二十万円の支援の対象につきまして、今般の緊急事態宣言の発令も踏まえまして、検討を急ぎたいというふうに考えております。

また、事業再構築補助金の運用見直しに係る御提言についても、前向きに検討してまいりたいというふうに考えております。いずれにしても、予備費五兆円もございませぬので、必要な対策を機動的に講じていければというふうに考えております。

また、ワクチンについては、二月から医療従事者向けの接種が始まり、四月十二日から高齢者向けの接種が始まっております。六月までに六十五

歳以上の高齢者全員に二回分接種できる、その分のワクチンを配送する見込みであります。

また、各地で接種体制を確保できるよう、僻地への看護師等の派遣に加えて、僻地以外で看護師等の確保が困難な地域についても、場所や期間等を限定した上で労働派遣が可能となることが決定をされ、また、歯科医師による接種についても検討が進められているというふうに承知をしております。

私の立場からも、河野、田村両大臣をしつかりとサポートしてまいりたいというふうに考えております。

○佐藤 宏 委員 終わります。

○高木 委員 次は、清水忠史君。

○清水 委員 日本共産党の清水忠史でございます。前回の緊急事態宣言の解除から、短期間で再度の宣言を発せざるを得なくなりました。その原因はどこにあるかと大臣は考えておられますか。

○西村 国務大臣 例えば大阪においては、一日の感染者が、六百人程度から五十人、六十人程度まで、九分の一、十分の一ぐらいの程度まで下がっておりますし、いわゆるステージ2以下であります。東京都でも、ピーク二千五百人から二百五十人程度まで下がりましたので、解除については、専門家の皆さんにも御判断いただき、全会一致で政府の判断を承承いたしたいところであります。

その後、やはり変異株が急速に関西を中心に広がってきたこと、このことが大きな要因だといふふうに考えております。

○清水 委員 変異株ですが、既に三月中旬には兵庫県で猛威を振るい始めておりました。政府の認識と対応は非常に甘かったんじゃないでしょうか。

○西村 国務大臣 まず、十二月十九日に、英国政府から変異株に関する公式発表がございました。その後、厚労省のアドバイザーボードでの評価を経て、十二月二十三日には、英国からの新規入

国の一時停止を私も行っておりますし、一月十三日には、全ての入国者に対して、誓約書の提出、反した場合に氏名の公表あるいは退去強制手続、この対象とするといったような厳しい措置も講じたところであります。

他方、国内におきましては、スクリーニング検査を四〇％程度まで拡大することになっております。既に三割超まで行っておりますが、いずれにしても、各地域で変異株に対する危機感是非常に強いものがありますので、国として自治体と連携しながらしっかりと監視を行ってまいりますし、更にこのことを強めていきたいというふうに考えております。

○清水 委員 やはり日本は、PCR検査数が、世界第四十五位と、少な過ぎます。PCRの社会的検査について、高齢者施設にとどまらず、病院、学校、保育所などに拡大するべきだと思っておりますが、大臣、いかがでしょうか。

○西村 国務大臣 御指摘のように、PCR検査につきましては戦略的に拡充をしております。三月には、高齢者施設で、もし件数が必要であればまた申し上げますけれども、集中的に従事者の方に実施をしてきておりますし、また、このことを四月から六月にかけても頻回で実施するということにしております。

さらには、私どものモニタリング検査で、特にリスクの高いエリアの無症状の方を見つけていく、感染源を特定していくために、大学や作業場、こういったところと連携しながら、今、取組を進めているところであります。いずれにしても、検査キットなどもありますので、こういった活用も含めて、戦略的に拡充していければというふうに考えております。

○清水 委員 モニタリング検査なんですけれども、政府は一日一万件を目標にしていますが、現在、一日当たり二千三百六十件ということでありまして、これはやはり、もっと引き上げていく必要

要があると考えられませんか。

○西村 国務大臣 モニタリング検査につきましては、これまで五万六千件配付をして、三万三千件検査を実施しております。四月には一日五千件程度になると思ひますし、また、五月には一日一万件程度を目指して検査を拡充していければというふうに考えているところであります。

○清水 委員 一部の地域では、ホテル療養が必要な陽性者のあつせんが一週間かかるといふような事態が生まれております。大臣は、その原因はどこにあるかと考えておられますか。

○西村 国務大臣 関西を中心に、非常に厳しい状況が続いております。まさに変異株を背景として感染者の数が急増し、そして、保健所の対応が極めて大きい負担になってきていると思ひます。既に私どもから、保健師の派遣など、様々な、今は延べ三百六十名の派遣を四月二十二日の時点まで行つてきております。

引き続き、必要とされる自治体に、国としても、学会なども連携しながら、人材確保、派遣、対応していきたいと考えております。

○清水 委員 是非お願いいたします。

次に、補償の問題です。百貨店や映画館への休業の要請に対する補償、これはどのように考えておられますか。

○西村 国務大臣 今回、休業要請を行わせていただきますので、そうした内容を踏まえて、必要な支援策、現在、最終の詰めを行っているところでございます。今日中には決定をしていきたいといふふうに考えております。

○清水 委員 今の話ですけれども、あさってから要請することですから、やはり安心して要請にできることのできるだけの補償が百貨店や映画館に対して必要だと思ふんですが、その辺り、いかがでしょうか。

○西村 国務大臣 それぞれの緊急事態宣言を行う都府県と連携してこうした対応も協議をしてきておりますので、実際にはそれぞれの知事から要請

がなされますので、その知事と連携をして、適切な支援策を、今、詰めを行っていらっしゃる所であります。

いずれにしましても、今日中には決定をして、支援をしつかりと行っていきたくて考えております。

○清水委員 文化イベントやスポーツイベントは無観客を要請するようになっていきます。予約したチケットや主催者への補償、これについてもお考えを教えてください。

○西村国務大臣 去年の春から、緊急事態宣言が発出されて、様々な文化イベント、エンターテインメントの事業が延期をされ、中止をされております。まさに私たちの生活に潤いをもたらしてくれる大事な事業であります。

こうした皆さんには、本当に御迷惑をおかけしておりますけれども、これまでも経産省のJ-OLiveという支援で最大二千五百万円までの支援が行われてきておりますので、今回、そういったものも活用し、延期になる場合、中止になる場合を含めて、しっかりと支援を行っていきたくて考えております。

○清水委員 今回、お酒を提供する飲食店等には、時短ではなく、休業を要請します。つまり、売上げがゼロになるわけでありまして、安心して店を閉めることのできる、これまで以上の十分な補償、これはどうしても必要だと思っておりますが、いかがでしょうか。

○西村国務大臣 お酒を提供する場合、あるいはカラオケの設備が使われる場合、この場合は休業をお願いいたします。ただ、お酒を出さない、メニューから外す、あるいはカラオケ設備は使わないということであれば、八時までの営業ができません。これは、去年の春の緊急事態宣言のときよりも強い措置であります。

幾つかある今回の措置の一つでありますけれども、全体として感染を抑えていきたいと考えておりますが、そういう意味で、これまでの支援策、

協力が固定費の四割をカバーできるように設計しておりますので、これまでの同等の措置で対応できるものというふうな理解をしております。

○清水委員 同等とおっしゃいますけれども、売上げがゼロになるわけですから、これまで以上の支援が必要だとお考えになられませんか。

○西村国務大臣 仮に売上げがゼロになっても、固定費の四割はカバーできる。そしてまた、人件費については、全て休んだ場合には、パート、アルバイトの方も含めて、一人上限月額三十三万円まで国が一〇〇%支援をいたしますので、そういったものを併せてやれば、この十七日間、何とか協力に感じていただけるものというふうにお願いをしたいと思います。

○清水委員 それでは不十分だと思います。社会保険料だとか、あるいは納税だとか、こうしたことが厳しくなってくる事業者が生まれると思っております。そういう事業者に対してはどのような対応をなされますか。

○西村国務大臣 今申し上げたように、協力の金の支援がまず第一でありますけれども、様々な融資の制度もございます。そして、先ほど申し上げた感染防止策への支援策、持続化補助金などもございますので、全体として、事業をしつかりと継続していただけるように支援を行っていきたくて考えております。

○清水委員 最後に、東京の小池都知事が東京に来ないでくださいと言うほど感染状況は深刻です。

夏の東京五輪・パラリンピックの開催は本当に可能なのか。強行するならば、既に疲弊している医療機関に更に負担を押しつけることにもなりません。本当中止の選択肢はありませんか。

○西村国務大臣 先ほど、一言だけ追加させていただきますと、地方に一兆円を配らせていただいておりますので、それぞれの地方で上乗せの措置もなされていることも付言させていただきます。その上で、東京大会については、最終的な判断

権限はIOCにあるというふうな理解をしております。夏に大会を開催すべく、今現在、関係者一丸となって準備を進めているところであります。

私は開催の可否についてコメントする立場にありませんけれども、この感染症を、何としても感染拡大を抑えていく、そのために、この大型連休の機会を捉えての極めて強い措置を国民の皆さんにお願いをさせていただきます。

是非、安心、安全な大会になるよう、私の立場で全力を挙げて取り組んでいきたいと考えております。

○清水委員 終わります。ありがとうございます。

○高木委員長 次に、遠藤敬君。

○遠藤敬君 日本維新の会の遠藤敬でございます。

西村大臣、よろしくお願ひいたします。二分の片道ということで、ちよつと今日は視点を変えまして、るる今まで国会報告で議論を、これは与野党を超えて、今の現状、窮状は厳しいというの、もう与野党共に、政府も各地の首長さんと同じ思いで、何とかしなくてはならない、同じ気持ちだと思っております。今の状況を何とかしたいという思いを共有している中で、こんな現状になっていく。

はやもう一年半近くなつてまいりましたけれども、私は、この際、ロックダウンというのが必要ではないかということ国民的な議論として考えるべきではないかというふうにも考えております。まさにこの一年半近く、財政や社会状況、損失を考えれば、その一か月でも済むならば、そういう状況をつくっていく。

また、今、コロナの渦中でありまして、そのコロナの渦の中で、責任世代として我々が、次世代にこの問題を先送りすることなく、喉元過ぎればはたなく、今議論をしなくてはならないと思っております。これは、西村大臣は答えにくいんだと思っておりますが、しかし、国民的議論をしていくという上

では非常に大事なことでないか。

このコロナウイルスが終つた後に、また違う未知の感染症が出たときに、次世代に、あのときあの人たちは何もしてくれていなかったじやないかという議論にならないように、今、私は議論をすべきじやないかと。先ほどから各先生方から、るる今の状況、窮状を西村大臣に問われておりましたが、全くそれも同じなんです。ですから、その先のことを考えて今やつていかなくてはならない。

関西でも、私どもの地域でも、大変、救急車の中で待機してんねんという連絡もいただいたりします。実際、そうでもあります。これはもう、自治体も政府も我々議員も同じ思いで、何とかしなくてはならないという思いがこの一年半続いてきたわけでありまして、まさに、このワクチンが国民の中にどう広まって、収まるかということが最大のポイントだと思っております。是非、この議論がまさに国民議論としてできるように、大臣にも御検討、また思いを、一言で結構ですので、お答えいただきたいと思ひます。

○西村国務大臣 お答え申し上げます。

昨年春の緊急事態宣言のときから、どうやってこのコロナウイルスを抑えていくのかということ日々考え、法制度はどうあるべきか、このことを常に考えてきたわけでありまして、

そうした中で、今回、この国会で、与野党の協力もいただきながら、早期審議をしていただいで、特措法の改正で、事業者の皆さんに対して支援を行うとともに、命令、罰則もある規定を措置していただいたわけでありまして、

その上で、国民の皆さんに対して、例えば外出制限、いわゆるロックダウンのようなことを求めていくのはどうかという御議論であります。

確かに、世界を見渡すと、いわゆる民主的な先進国の中でも、フランス、オーストラリア、ニュージーランド、多くの国で外出制限に罰則を設けております。